

概要版

南知多町 高齢者福祉計画及び 第7期介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度



自然豊かなふるさとで
いつまでも心豊かに元気で暮らそう

平成30年3月

南知多町

1. 計画策定にあたって

計画策定の背景

現在、我が国では少子高齢化と人口減少が急速に進展しています。2025年(平成37年)にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となり2040年(平成52年)には団塊ジュニア世代が65歳以上になる等、総人口に占める高齢者人口の割合は上昇していくものと見込まれます。

本町においては、平成29年9月末現在の65歳以上の人口は6,549人であり、総人口に占める高齢者人口の割合は35.5%となっています。さらに、愛知県平均の24.3%及び全国平均の27.7%を上回っています。今後も高齢者人口の割合の上昇や、社会情勢の変化等により高齢者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測されます。

こうした背景を踏まえ、本町では、地域包括ケアシステムをより深化・推進していくため在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携に重点を置き、これまでの高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)において取り組んできた在宅福祉サービス事業及び介護保険事業の実施状況を評価するとともに、高齢化に伴う諸問題に対応するため、高齢者福祉並びに介護保険事業の基本的な目標を定め、その方向性を示し、必要な施策とその取組を総合的かつ体系的に推進するため「南知多町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期事業計画の方向性を引継ぎ、団塊の世代が75歳以上となる平成37年までの中期的な視野に立った施策の展開を図ります。

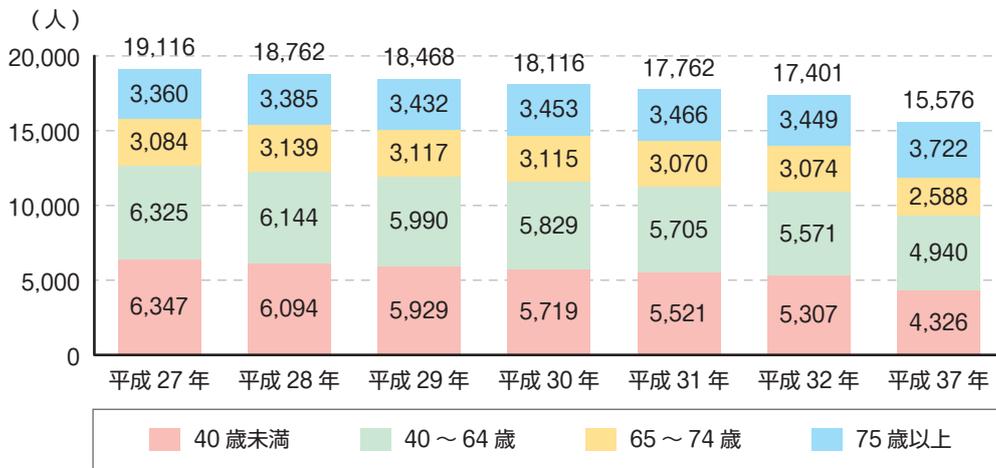


2. 高齢者を取り巻く状況

総人口及び高齢者人口の推移と推計

総人口は、年々減少と見込まれます。65～74歳人口(前期高齢者)は平成28年をピークに減少し、一方、75歳以上人口(後期高齢者)は微増と見込まれます。また、65歳以上の高齢者人口は平成30年をピークに微減と見込まれます。

人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）
コホート要因法による将来推計人口

要介護・要支援認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数は、実績値で平成27年度から平成29年度にかけて、認定者総数は減少となっていますが、第7期計画期間である平成30年度から平成32年度において、増加と見込まれます。

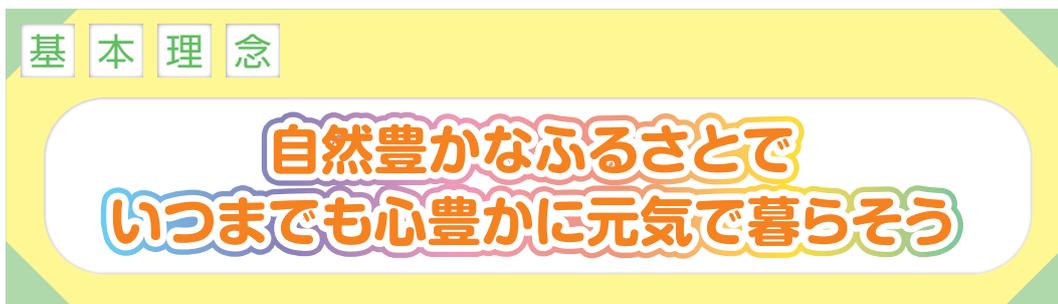
要介護・要支援認定者数の推移と推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム

3. 基本理念と施策の体系

計画の基本理念



本町は、「太陽と海と緑豊かなまちづくり」という第6次南知多町総合計画の理念に代表されるように、豊かな自然を活かしたまちづくりを目指しています。

この自然豊かな、住み慣れたふるさとで高齢者になっても心豊かに、元気で暮らせるように、介護保険サービスをはじめとして、様々な高齢者施策を推進し、安心して住み続けられるよう支援していきます。

また、今後、団塊の世代が75歳以上になり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち、暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域における支え合いや助け合いが求められます。

本町では、第6期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステム(介護等が必要となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み)の構築を目指しており、第7期計画策定においても、第6期計画の基本理念・基本目標を継承しつつ、第8期、第9期を見据えた段階的な取組を推進していきます。



施策の体系



基本理念

基本目標

施策

自然豊かなふるさとで
いつまでも心豊かに元気で暮らそう

地域包括ケアシステムの深化・推進

I

生涯にわたる健康
・生きがいづくり

- 1 一般介護予防事業の推進
- 2 社会参加と生きがい支援

II

お互いにいたわる
高齢者福祉の充実

- 1 生活支援サービスの充実
- 2 暮らしを支援する高齢者福祉事業の提供
- 3 家族介護者等への支援

III

安心・安全な
暮らしが実現
できる地域づくり

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 在宅医療・介護の連携
- 3 認知症対策事業
- 4 地域ケア会議の推進
- 5 権利擁護と高齢者虐待防止の推進
- 6 高齢者の居住安定対策
- 7 災害時における準備と対策

IV

質の高い介護
サービスの提供

- 1 適正な介護保険サービスの基盤整備
(介護予防・介護サービスの充実)
- 2 介護保険制度の円滑な運営

4. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 生涯にわたる健康・生きがいづくり

高齢者が自身の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援したり、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて具体的な取組を進めます。

施策	取組内容または事業名
1 一般介護予防事業の推進	(1) 介護予防把握事業 (2) 介護予防普及啓発事業 (3) 地域介護予防活動支援事業 (4) 一般介護予防事業評価事業 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
2 社会参加と生きがい支援	(1) 高齢者敬老事業 (2) 高齢者生きがい活動支援（通所）事業 (3) 老人クラブ活動助成事業 (4) 高齢者能力活用推進事業

基本目標Ⅱ お互いにいたわる高齢者福祉の充実

高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を継続し続けるために、その人の尊厳を保持し、自身の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切に支援していきます。

地域住民、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、NPO、ボランティアや民間事業者等、地域の様々な活動主体のほか、専門的知見を持つ資格者等や専門家との協力により、高齢者の要介護状態や生きがい、生活歴、生活状況等を的確に把握し、その結果をみながら要介護状態等の状況に応じて個人と環境に働きかけ、本人の意欲を高める支援を提供していきます。

施策	取組内容または事業名
1 生活支援サービスの充実	(1) 生活支援サービスの体制整備 (2) 生活支援サービスの提供
2 暮らしを支援する 高齢者福祉事業の提供	(1) 寝具洗濯乾燥サービス事業 (2) 日常生活支援（ホームヘルプサービス）事業 (3) 在宅老人短期宿泊事業 (4) 介護保険離島交通費扶助 (5) 障害者ホームヘルプサービス支援事業 (6) 老人保護措置事業 (7) 高齢者見守り事業
3 家族介護者等への支援	(1) 紙おむつ給付事業 (2) 住宅改修支援事業

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしが実現できる地域づくり

町民と行政の協働のもと町民が主体となって、相互扶助の精神に基づいた人に優しい地域づくりを推進し、安心・安全な暮らしの実現を目指しています。

町民のための保健・医療・福祉サービスの充実・向上を図りながら、地域における多様な主体とともに協働し、「自助、共助、公助、近助」が一体となって安心・安全な暮らしを実現できる地域づくりに取り組みます。

施策	取組内容または事業名
1 地域包括支援センターの機能強化	(1) 地域包括支援センターの適切な運営 (2) その他包括的支援事業の推進
2 在宅医療・介護の連携	(1) 医療機関と介護事業所等の関係者の連携の推進
3 認知症対策事業	(1) 認知症の早期診断、早期対応に向けた体制整備 (2) 認知症に関する知識の普及と地域で見守り、支え合う体制の構築 (3) 地域の見守りネットワークの構築 (4) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 (5) 若年性認知症施策の強化 (6) 認知症の人の介護者への支援 (7) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
4 地域ケア会議の推進	(1) 多職種等の協働による地域課題の解決策の検討
5 権利擁護と高齢者虐待防止の推進	(1) 権利擁護事業【再掲】 (2) 高齢者虐待の防止等
6 高齢者の居住安定対策	(1) 住まいに関する情報提供・相談窓口設置
7 災害時における準備と対策	(1) 災害時要配慮者支援 (2) 災害時の介護保険施設等への支援体制

基本目標Ⅳ 質の高い介護サービスの提供

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備していきます。

地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら平成 37 年度の介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするため中期的な視点に立ち、第 7 期計画を策定しました。

また、介護保険施設については重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近づけられるように努めていきます。

施策	取組内容または事業名
1 適正な介護保険サービスの基盤整備 (介護予防・介護サービスの充実)	(1) 居宅サービス (2) 施設サービス (3) 地域密着型サービス (4) 住宅改修、福祉用具貸与・購入 (5) 介護予防支援・居宅介護支援
2 介護保険制度の円滑な運営	(1) 効果的・効率的な介護給付の推進 (2) 介護給付の適正化 (3) 介護サービスの質の向上 (4) 介護サービスの人材の確保及び育成

5. 所得段階別保険料の設定

第7期(平成30年度～32年度)においては、第6期(平成27～29年度)に引き続き、所得段階を12段階とします。

所得段階別保険料

所得段階	対象者	割合	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	2,500	30,000
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75	3,750	45,000
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	3,750	45,000
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	4,500	54,000
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 1.00	5,000	60,000
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,000	72,000
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	6,500	78,000
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	7,500	90,000
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	8,500	102,000
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.80	9,000	108,000
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.90	9,500	114,000
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.00	10,000	120,000



南知多町 高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画【概要版】

発行日：平成30年3月

編集・発行：南知多町 保健介護課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

TEL:0569-65-0711 FAX:0569-65-0694

